

住宅セーフティネット基盤強化推進事業（既存賃貸住宅活用に係る  
地域ネットワークの形成・活用促進事業）の審査結果について

国土交通省住宅局住宅総合整備課

次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業）の採択結果についてお知らせします。

<募集期間>

平成23年8月18日～平成23年12月7日

<提案者及び評価結果>

○住宅セーフティネット基盤強化推進事業（既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業）

提案者：1者（別紙1の通り）

評価：別紙2の通り

(別紙1)

評価結果一覧

提案者	採択の有無
兵庫県借上県営住宅活用推進協議会	採 択

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業）を行う者の審査結果について

・提案者：兵庫県借上県営住宅活用推進協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1)公平性及び中立性に関する要件	協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	借上方式による公営住宅供給の実績又は公営住宅の借上げに係る知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	地域における公営住宅供給の課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、(i) 公営住宅の供給状況の把握・整理、(ii) 借上方式による公営住宅供給体制の検討等の事業、(iii) 協議会による地方公共団体と事業者の連携体制の構築等が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・協議会を設立していない場合にあっては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・地域における公営住宅供給の課題に対応するものであり、かつ、借上方式による公営住宅供給に係る業務の効率化・円滑化に当たり、広く参考となる提案かどうか。 ・当該事業の業務内容及び成果が、広く活用されるような汎用性・普及性を有するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有しているかどうか。	○
(5) 専門性	借上方式による公営住宅供給に係る業務について、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○